

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援 学部生(大学院生は対象外)  
高等教育の修学支援制度 (家計急変)

## 1. 募集期間 (随時)

2020年4月1日以降に家計が急変した場合、家計急変事由発生から3ヶ月以内に学校への申込みが必要です。  
(事由発生日が4月1日なら7月1日まで申込)

※新入生：入学前年の1月以降に家計急変した学生等の場合、6月末日までの申込が必要です。

2年次以上：2019年1月～2020年3月に家計急変した学生等の場合、6月末日までの申込が必要です。

## 2. 支給対象者の要件

下記〈学力基準〉〈家計基準〉〈その他〉すべてに該当している方のみ、申請が可能です。

〈学力基準〉

新入生：高校時の評定平均が3.5以上

2年生以上：通算GPAが学部ごと、別途平均1/2以上(最低GPA2.0以上)

〈家計基準〉

新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認められる公的証明書。

※新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

※大学では国及び地方公共団体が実施する公的支援制度についてお答えできません。

それぞれの実施機関に直接お問い合わせください。

〈その他〉

※現在休学中・原級止・留年をしていない方(過去に原級止となっても、現在は進級している方は可能)。

※国内の高等学校等を卒業(修了)した日から2年を経過していない方。

※高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した日から期間が5年を経過していない方。

※在留資格等に関する要件(日本国籍でない場合、法定特別永住者・永住者等)に該当している方。

## 3. 高等教育の修学支援制度について

・2020年度高等教育の修学支援制度の概要、支給額等の詳細は下記から確認してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

## 4. 資料請求

郵送により、奨学金窓口へ資料請求してください。

### ① 送付していただくもの

(1) 自由書式で結構です。

・「給付奨学金(家計急変)申請希望」

・「学籍番号・学生氏名・連絡先電話番号」を記入したものを同封してください。

(2) レターパックライト(返信用)を同封。

※送付先の宛名を明記してください。

### ② 送付先

〒236-8501 神奈川県横浜市金沢区六浦東 1-50-1

関東学院大学 学生生活課 奨学金窓口宛 045-786-7013

## 5. その他

- ・手続きには全て期限があります。期限を過ぎての申請等は一切受付しません。大学ホームページや KGU ポータル等を定期的に確認し、重要な情報を漏らさないようにしてください。
- ・奨学金の申請者、採用後の契約者は、学生本人です。決して保護者任せにせず、わからないことがあったら、学生自身から奨学金窓口へ相談し、手続きを行ってください。

奨学金窓口 月~金 10:00-16:00 045-786-7013

※問合せをする前に、書類の内容等を確認した上で、確認したいことをまとめてお問合せください。